

訴えの提起について

平成14年3月8日
総務部

1 提案の理由

所有権移転登記手続請求の訴えの提起を盛岡地方裁判所にするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 事件の内容

盛岡市愛宕下49番の土地（実測面積1,377.84平方メートル。別図参照）は昭和34年3月20日に、愛宕下14番の土地（実測面積3,219.37平方メートル。別図参照）のうち2,444.81平方メートルは昭和43年10月22日に、それぞれ宗教法人恩流寺との間で締結した土地交換契約により市が取得し、愛宕下49番の土地については道路用地として、愛宕下14番の土地については福祉施設用地及び道路用地として、占有してきたところであるが、それぞれの土地登記簿表題部の所有者が特定できず、所有権移転の登記ができない状況にあることから、民法第162条第1項の取得時効が成立していることを理由として、訴訟の判決により市にこれらの土地の所有権移転の登記がなされるよう求めるといった内容である。

なお、愛宕下¹⁴49番の土地の残り774.56平方メートルについては、恩流寺が墓地として占有してきているところであるが、市と同様に所有権移転の登記ができない状況にあることから、恩流寺と連名で訴えを提起しようとするものである。

3 原告及び被告

(1) 原告

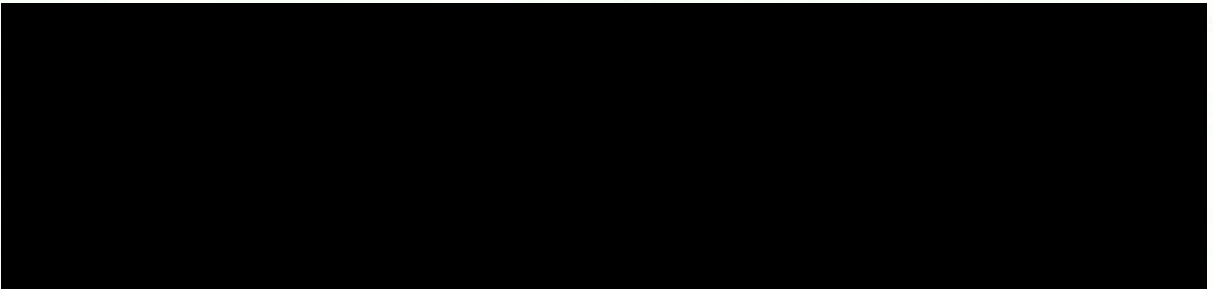
盛岡市内丸12番2号

盛岡市 代表者 盛岡市長 桑 島 博

盛岡市愛宕町21番10号

宗教法人恩流寺 代表役員 豊 卷 宗 道

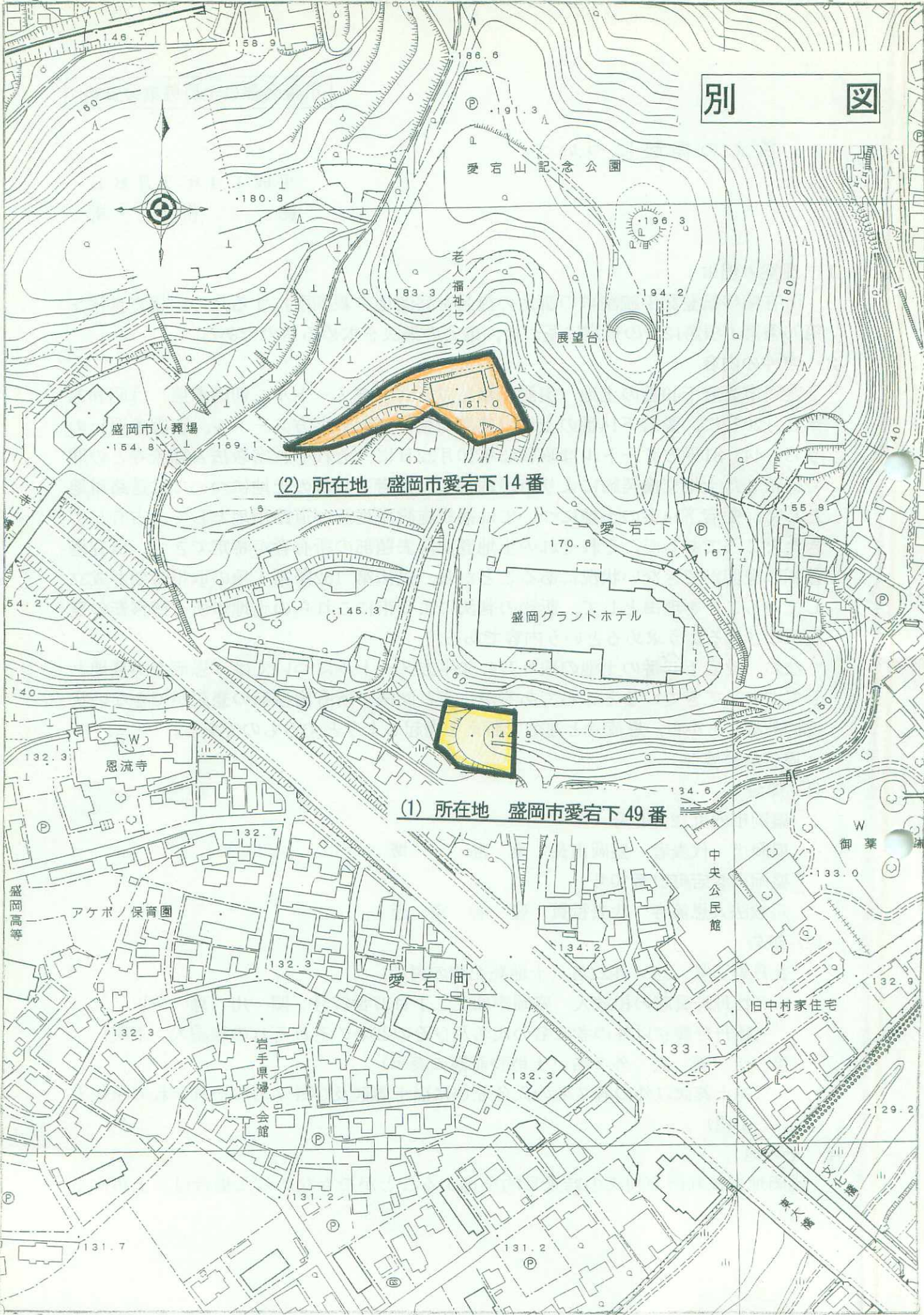
(2) 被告



4 その他

盛岡地方裁判所の判決の結果目的を達することができなかった場合は、上訴するものとする。

別 図



(2) 所在地 盛岡市愛宕下14番

(1) 所在地 盛岡市愛宕下49番